船員労働災害防止優良事業者認定・船員安全推進賞表彰実施要領

制定　平成２０年　３月２１日付け国海運第１５１号
改正　平成２１年　８月　４日付け国海運第　４９号
平成２１年１１月１７日付け国海運第１１０号
平成２３年　４月２７日付け国海運第　１２号
平成２３年　８月１６日付け国海運第　６９号
平成２５年　６月２８日付け国海運第　５１号
令和　５年　５月２５日付け国海員第　３５号
令和　６年　６月１９日付け国海員第　５３号

船員労働災害防止優良事業者認定及び船員安全推進賞表彰については、この実施要領の定めるところによる。

第一　趣旨

船員災害の防止を目的とする船舶所有者等の自主的な活動を促進するためには、自主的な取組を行う個々の船舶所有者の努力が社会的に評価され、認知されるようにし、もって他の船舶所有者の船員災害防止活動を活性化させることが重要である。このため、船員災害の防止のために自主的な努力をし、継続して高い安全衛生水準を維持している船舶所有者を認定（船員労働災害防止優良事業者認定）し、また、表彰（船員安全推進賞表彰）する制度を創設する。

第二　船員労働災害防止優良事業者認定

一　通則

１．対象者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける船舶所有者とする。

２．認定者

国土交通省海事局船員政策課長（以下「船員政策課長」とする。）とする。

３．認定の種別及び要件

(1) 認定の種別

船員労働災害優良事業者（以下「優良事業者」という。）は、船員労働災害防止優良事業者（１級）（以下「優良事業者（１級）」という。）及び船員労働災害防止優良事業者（２級）（以下「優良事業者（２級）」という。）の二種とする。

(2) 認定の要件

ア　優良事業者（１級）

①　認定申請日現在で優良事業者（２級）の認定を受けていること。

②　認定申請日以前５年以内において、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）に定める規定についての違反がないこと。

③　認定申請日以前５年以内に船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害又は疾病（新型コロナウイルス感染症（令和５年５月７日以前に感染したもの）を除く。以下同じ。）のために引き続き３日以上休業した船員数が別紙の「船舶所有者規模別災害疾病発生人数基準表（以下「基準表」という。）」に定める基準以下であり、かつ、死亡又は行方不明者がいないこと。

イ　優良事業者（２級）

①　認定申請日以前３年以内において、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に定める規定についての違反がないこと。

②　認定申請日以前３年以内に船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害又は疾病のために引き続き３日以上休業した船員数が基準表に定める基準以下であり、かつ、死亡又は行方不明者がいないこと。

４．認定の有効期間

(1) 認定を初めて受ける事業者

認定日から起算して３年とする。

(2) 認定更新を受ける事業者

従前の認定の有効期間満了の日の翌日から起算して優良事業者（１級）は８年、優良事業者（２級）は６年とする。

５．認定証の様式

(1) 認定を初めて受ける事業者

様式１とする。

(2) 認定更新を受ける事業者

様式２とする。

６．認定ステッカーの様式

様式３とする。

二　申請及び審査

１．申請期間

毎年５月上旬から同６月末日までとする。

２．申請方法

優良事業者の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局等の本局（以下「本局」という。）に提出して申請を行う。なお、申請を行う者は、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地の運輸支局又は海事事務所を経由して行うことができる。

(1) 「船員労働災害防止優良事業者認定申請書（様式４）」

(2) 船員災害防止協会発行「安全衛生チェックリスト（船災防モデル全船共通用）」　船舶毎に各１通（ただし、二隻目以降は写しで可）

ア　提出するチェックリスト

認定申請日現在で使用するすべての船舶に係るチェックリストを提出すること。

イ　点検日

認定申請日以前３月以内に点検したものに限る（「点検年月日」欄(チェックリストの１ページ)にその点検日を記載すること。)。

ウ　「結果」及び「不良個所」欄

①　「結果」欄が△（一部に不良個所あり）

「不良個所」欄にその具体的内容及び整備改善の有無・状況が記載されていること。

②　「結果」欄が×（不良）

「不良個所」欄にその具体的内容及び整備改善の実施状況が記載されていること。

③　①又は②に該当する場合には、本省においてそれらを審査の上、認定の可否を決定するものとする。

④　「結果」欄がー（該当なし）

該当しない点検事項の場合には、該当しない旨の記載がされていること。

３．審査

⑴ 本局による審査

ア　船員労働環境・海技資格課（九州運輸局にあっては船員労働環境課、沖縄総合事務局にあっては船舶船員課 以下同じ）による確認

①　書類の確認

認定申請書及びチェックリストに記載事項漏れなどの不備がないこと。

②　災害又は疾病の発生状況の確認

認定申請日以前５年（優良事業者（２級）に係る申請にあっては、３年）以内に発生した災害又は疾病のために引き続き３日以上休業した船員数が基準表に定める基準以下であり、かつ、死亡又は行方不明者がいないこと。

なお、認定申請日以前５年（優良事業者（２級）に係る申請にあっては、３年）のうち、既に提出されている災害疾病発生状況報告書により確認できる期間の災害又は疾病の発生数については、船員法第 111 条報告管理システムにより確認すること。

③　本局首席運航労務監理官への照会

認定申請日以前５年（優良事業者（２級）に係る申請にあっては、３年）以内において、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に定める規定についての違反がないことを本局首席運航労務監理官に照会することにより確認すること。

イ　上記アの確認により一の３⑵に掲げる認定要件を満たす場合には、提出書類各１通を添えて海事局船員政策課（以下「本省」という。）に上申すること。

⑵ 本省による審査・認定証等の作成

認定申請書及びチェックリストの内容について審査の上、認定の可否を決定する。

また、認定を行った場合には、「船員労働災害防止優良事業者認定証交付簿(様式５)」に必要事項を記載するとともに、認定証及び認定ステッカーを作成すること。

三　認定の有効期間の更新

１．一の４に規定する認定の有効期間の満了後、引き続き優良事業者の認定を受けようとする者は、認定の有効期間満了の日の 60 日前から 30 日前までに、認定の有効期間の更新を申請すること。

２．上記１の認定の有効期間の更新の申請があった場合において、当該申請が認定要件を満たす場合には、当該認定の有効期間の更新をする。

３．二の申請及び審査に係る手続の規定は、認定の有効期間の更新について準用する。ただし、申請期間は上記１とし、認定の有効期間の更新申請書は様式６とする。

四　認定事業者に係る変更届

優良事業者に認定された事業者（以下「認定事業者」という。）は、住所、氏名又は名称若しくは代表者名に変更があった場合は、「船員労働災害防止優良事業者認定に関する変更届（様式７）」を本局経由で船員政策課長あて届け出ること。

五　認定の失効

次のいずれかに該当するときには、その認定の効力を失う。

１．優良事業者（２級）の認定を受けている者が優良事業者（１級）についての認定を受けたとき。

２．有効期間が満了したとき。

３．有効期間内において、船員法適用の船舶所有者でなくなったとき。

六　認定証の返還

認定事業者は、五又は第六に定めるところにより認定の効力が失われた場合は、速やかに認定証及び認定ステッカーを本局経由で本省に返還すること。ただし、掲示している認定ステッカーが船舶に貼り付けられている場合その他容易に取り除くことができない場合、認定事業者が当該認定ステッカーを適切に処理すること。

七　事業者の合併等の場合における認定の取扱い

１．事業の全部譲渡、相続、合併若しくは分割（その営む事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、認定事業者の地位を承継した者は、認定を受けたものとみなす。

２．１により認定事業者の地位を承継した者は、その承継の日から 30 日以内に、その旨を船員政策課長に届け出ること。

第三　船員安全推進賞

一　通則

１．受賞者の決定

船員政策課長が決定する。

２．表彰対象

優良事業者（１級）認定後、継続して７年間認定されている者又は前回表彰から継続して７年間認定されている者とする。

二　確認及び表彰状の作成

１．確認

本省は、優良事業者（１級）に認定されてから継続して７年を経過した事業者及び前回の表彰から７年を経過した事業者について、毎年６月末時点で優良事業者（１級）の要件を満たすことを確認する。

２．表彰状の作成

本省は、１の確認後、「船員安全推進賞記録簿（様式８）」に必要事項を記載するとともに、「表彰状（様式９）」を作成し、本局へ送付する。

第四　認定証等の交付及び認定事業者等の公表等

一　認定証等の送付

本省は、作成した認定証及び認定ステッカー（優良事業者（１級）は事務所及び船舶数とし、優良事業者（２級）は船舶数とする。）並びに表彰状を、認定事業者及び船員安全推進賞受賞者を所轄する本局へ送付する。

二　認定事業者及び船員安全推進賞受賞者の公表等

１．本省

⑴　各種媒体を通じた広報

認定事業者及び船員安全推進賞受賞者の住所及び氏名又は名称、種別、認定日又は受賞日について、国土交通省ホームページへ等に掲載する。

⑵　関係団体への協力要請

船員災害防止協会をはじめ関係団体に対し、それぞれのホームページ及び機関誌・紙への掲載等について協力を要請する。

２．本局

船員労働安全衛生月間（毎年９月）に開催する船員災害防止大会等において認定証及び認定ステッカー並びに表彰状を交付及び授与する。

３．認定事業者及び船員安全推進賞受賞者

⑴　認定証等の掲示

事業場内及び船内に、認定証及び認定ステッカー並びに表彰状又はその写しを掲示することができる。

⑵　ホームページ等への掲載

ホームページ、広報誌・紙、広告等任意の場所に、認定事業者及び船員安全推進賞受賞者である旨を掲載することができる。

第五　本局首席運航労務監理官への通知

本局船員労働環境・海技資格課は、運航労務監理監査に関する情報として、第四の二１⑴に掲げる事項を本局首席運航労務監理官へ通知し、船員労務監査情報照会システムへの登録を要請する。

第六　認定の取消し

次のいずれかに該当するときには、その認定を取り消すこととする。

一　認定の有効期間内において、死亡又は行方不明者が発生したとき。

二　認定要件に適合していないことが確認されたとき。

附則

この要領上の船員安全推進賞については名称及び表彰対象となる要件に係る期間について早期見直しを予定している。

別　紙

船舶所有者規模別災害疾病発生人数基準表

○　船員労働災害防止優良事業者（１級）の認定の要件

認定申請日以前５年以内に船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害又は疾病のために引き続き３日以上休業した船員が次の員数以下で、かつ、死亡又は行方不明者がいないこと。

常時使用する船員数	１～100 人	101 人～200 人	201 人～300 人	301 人～
３日以上休業した船員数	１人	２人	３人	４人

○　船員労働災害防止優良事業者（２級）の認定の要件

認定申請日以前３年以内に船舶内及び船内作業に関連して船舶と密接した場所で発生した災害又は疾病のために引き続き３日以上休業した船員が次の員数以下で、かつ、死亡又は行方不明者がいないこと。

常時使用する船員数	１～60 人	61 人～130 人	131 人～200 人	201 人～260 人	261 人～300 人	301 人～
３日以上休業した船員数	１人	２人	３人	４人	５人	６人

※　「常時使用する船員」とは、「災害発生状況報告書」における「常時使用する船員」と同一である。

様式 1

認定証

殿

貴社（殿）は「船員労働災害防止優良事業者認定制度実施要領」に基づき審査した結果その基準に適合していると認められますので船員労働災害防止優良事業者（○級）に認定します

○級認定番号　○○

認定日　○○年○○月○○日

有効期限　○○年○○月○○日

国土交通省海事局船員政策課長

認定証

殿

貴社（殿）は「船員労働災害防止優良事業者認定制度実施要領」に基づき審査した結果その基準に適合していると認められますので船員労働災害防止優良事業者（○級）に認定します

○級認定番号　○○

認定日　○○年○○月○○日

更新日　○○年○○月○○日

有効期限　○○年○○月○○日

国土交通省海事局船員政策課長

様式３

１級

２級

様式４

船員労働災害防止優良事業者認定申請書

年　　月　　日

地方運輸局等経由
　国土交通省海事局船員政策課長　殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称
及び代表者名

主たる船員の労務管理
の事務を行う事務所の
所在地及び名称

　船員労働災害防止優良事業者の認定を受けたいので、船員労働災害防止優良事業者認定・表彰制度実施要領に基づき、関係書類を添え、申請します。

記

１．認定を受けようとする船員労働災害防止優良事業者の種別
　１級　　・　　２級

２．　認定申請日以前（ ３年 ・ ５年 ）以内に発生した災害又は疾病の発生数
　(1) 災害又は疾病のために引き続き３日以上休業した船員　　人
　(2) 死亡又は行方不明者　　人

３．　認定申請日以前（３年・５年）以内において、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に定める規定についての違反の有無
　有　　・　　無

４．　所属船舶数（申請日現在）　　隻

５．　事業所数（申請日現在）　　ヶ所

６．　常時使用する船員数（申請日現在において「災害疾病発生状況報告書」と同一である。）　　人

（添付書類）
　〇安全衛生チェックリスト（船災防モデル　全船共通用）　　通

※１　１、２及び３は、該当する方を〇で囲んでください。
※２　安全衛生チェックリスト（船災防モデル　全船共通用）の「結果」欄に「△」「×」と記載された場合には、「不良箇所」欄にその具体的内容及び整備改善の実施状況を記載してください。また、船種によって該当しない事項には、「結果」欄に「－」を記入してください。

様式５

船員労働災害防止優良事業者（〇級）認定証交付簿

番号	所轄地方運輸局	氏名又は名称	住所	認定日	有効期限	備考

様式６

船員労働災害防止優良事業者認定有効期間更新申請書

年　　月　　日

地方運輸局等経由
　国土交通省海事局船員政策課長　殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称
及び代表者名

主たる船員の労務管理
の事務を行う事務所の
所在地及び名称

　船員労働災害防止優良事業者認定の有効期間更新を受けたいので、船員労働災害防止優良事業者認定・表彰制度実施要領に基づき、関係書類を添え、申請します。

記

１．　認定有効期間更新を受けようとする船員労働災害防止優良事業者の種別
　１　級　　・　　２　級

２．　認定有効期間更新申請日以前（３年・５年）以内に発生した災害又は疾病の発生数
　(1) 災害又は疾病のために引き続き３日以上休業した船員　　人
　(2) 死亡又は行方不明者　　人

３．　認定有効期間更新申請日以前（　３年　・　５年　）以内において、船員法及び船員災害防止活動の促進に関する法律に定める規定についての違反の有無
　有　　・　　無

４．　所属船舶数（申請日現在）　　隻

５．　事業所数（申請日現在）　　ヶ所

６．　常時使用する船員数（申請日現在において「災害疾病発生状況報告書」と同一である。）　　人

（添付書類）
〇安全衛生チェックリスト（船災防モデル　全船共通用）　　通

※１　１、２及び３は、該当する方を〇で囲んでください。
※２　安全衛生チェックリスト（船災防モデル　全船共通用）の「結果」欄に「△」「×」と記載された場合には、「不良箇所」欄にその具体的内容及び整備改善の実施状況を記載してください。また、船種によって該当しない事項には、「結果」欄に「－」を記入してください。

様式７

船員労働災害防止優良事業者認定に関する変更届

年　　月　　日

地方運輸局等経由
　国土交通省海事局船員政策課長　殿

船舶所有者の住所及び氏名
又は名称及び代表者名

主たる船員の労務管理の
事務を行う事務所の
所在地及び名称

　○○年○○月○○日付認定番号○○号にて船員労働災害防止優良事業者○級の認定を受けていますが、以下の事項に変更がありましたので届け出ます。

新	旧

様式8

船員安全推進賞記録簿

年度	氏名又は会社名	認定種別	推薦団体	備考

※優良事業者については、備考欄に優良事業者認定番号を記載すること。

表彰状

年度船員安全推進賞

殿

貴殿は船員災害防止に関する活動を継続して取り組まれ顕著な成果を上げられているものと認められます

よってここにその功績を称え表彰します

年　月　日

国土交通省海事局船員政策課長